

1. 議事日程

(総務文教常任委員会)

令和4年12月15日
午前10時00分 開会
於 安芸高田市議場

1、開 会

2、議 題

(1) 議案審査【総務部関係】

- ①議案第63号 安芸高田市個人情報の保護に関する法律施行条例
- ②議案第64号 安芸高田市職員の高齢者部分休業に関する条例
- ③議案第65号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- ④議案第70号 安芸高田市職員の再任用に関する条例を廃止する条例
- ⑤議案第66号 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例

(2) 報告事項【企画部関係】

- ①安芸高田市都市計画マスタープラン・立地適正化策定について

(3) 議案審査【教育委員会関係】

- ①議案第76号 安芸高田市立学校設置条例の一部を改正する条例
- ②議案第77号 安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例
- ③議案第78号 安芸高田市吉田運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例
- ④議案第79号 安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

(4) 報告事項【教育委員会関係】

- ①学校規模適正化推進事業の進捗状況について

3、陳情・要望等審査

- (1) 地方ローカル線を守るために鉄道事業法の改正を求める陳情書

4、その他

- (1) 閉会中の継続調査について

5、閉 会

2. 出席委員は次のとおりである。(8名)

委員長	芦 田 宏 治	副委員長	山 本 数 博
委員	南 澤 克 彦	委員	田 邊 介 三
委員	先 川 和 幸	委員	熊 高 昌 三
委員	秋 田 雅 朝	委員	大 下 正 幸

3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

4. 委員外議員(なし)

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名(17名)

市長	石丸伸二	副市長	米村公男
教育長	永井初男	総務部長	行森俊莊
企画部長	猪掛公詩	教育次長	宮本智雄
企画部次長	徳澤政秀	総務課長	新谷洋子
政策企画課長	高下正晴	<small>教育総務課長兼学校統合推進室長兼給食センター所長</small>	柳川知昭
生涯学習課長	児玉晃	政策企画課課長補佐	安田勝明
総務課行政係長	下瀬秋穂	総務課職員係長	船津晃一
政策企画課企画調整係長	森本貞彦	<small>教育総務課学校統合推進室統合推進係長</small>	岡本充行
生涯学習課市民文化センター館長	原田和雄		

6. 職務のため出席した事務局の職氏名(3名)

事務局長	毛利幹夫	総務係長	藤井伸樹
主査	日野貴恵		



午前10時00分 開会

- 芦田委員長 ただいまの出席委員は8名でございます。
定足数に達しておりますので、これより第2回総務文教常任委員会を開会いたします。
本日の日程は、お手元にお配りしておりますとおり、12月7日開会の本会議において付託のあった9件の議案審査及び2件の報告事項、陳情・要望等1件の審査を行います。
議事に先立ち、石丸市長から挨拶を受けます。
石丸市長。
- 石丸市長 おはようございます。
本日は、9件の議案審査と2件の報告があります。
それでは、どうぞよろしく申し上げます。
- 芦田委員長 それでは、議事に入ります。
これより、議案審査を行います。
議案第63号「安芸高田市個人情報の保護に関する法律施行条例」を議題といたします。
執行部より説明を求めます。
行森総務部長。
- 行森総務部長 おはようございます。よろしく願いいたします。
それでは、議案第63号の要点の説明をします。
本案は、改正されました個人情報の保護に関する法律が令和5年4月から施行されることに伴い、本市において必要な事項を定めた条例を定めるものでございます。
詳細は総務課長が説明しますので、よろしく願いいたします。
- 芦田委員長 新谷総務課長。
- 新谷総務課長 それでは、議案第63号について説明をいたします。
議案書に合わせ、説明資料を提出しておりますので、まずそちらのほうから説明させていただきます。
まず、1の本案の趣旨です。令和3年に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、「個人情報の保護に関する法律」が改正され、令和5年度から個人情報保護法による個人情報保護制度の全国統一的な運用が行われることとなったので、新たに個人情報保護法の施行に関する条例を定めるとともに、これまで市で運用していた「個人情報の保護に関する条例」を廃止するというものです。
2の個人情報保護制度の見直しの背景です。下段の制度見直しのイメージを御覧ください。こちらは、改正個人情報保護法の全体像がまとめられています。2段目の法令を御覧いただき、現行の行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法の3本の法律

を1本の法律に統合するとともに、各地方公共団体が条例で定めていた個人情報保護条例についても、統合後の法律において、全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元するというものです。

2ページをお願いします。

3に、現行条例と法の主な違いを示しております。

4、条例で定める事項です。ここから議案のほうをお願いいたします。議案書の1ページをお願いします。

第2条で定義を定めており、条例で使用する用語は、法で用いる定義と同様とし、条例の適用を受ける実施機関については、法が国会を規律対象外としていることの整合を図るため、議会を含めないこととしております。

第3条及び第4条で、開示決定等の期限を定めており、国の機関においては、30日を期限としておりますが、現行条例では、15日としていることから、法に準拠することは請求者にとって実質的に不利益な変更となる。また、これまでに特段の支障も生じていないということから、これを維持することとします。なお、著しく大量の請求であったり、事務の遂行に支障が生じる場合の特例として、期限を再延長できる規定を新たに置いております。

2ページをお願いします。

第5条で手数料について定めております。国の機関においては、行政文書1件につき300円の手数料を徴収しているため、本市においても、国と同額の手数料を徴収することとし、写しを交付する際の実費相当分については、手数料の額を超える部分に限り、請求者の負担とすることとします。

第6条で審査会への諮問について定めております。法の施行後は、個人情報保護委員会が法の解釈権限を有することとなるため、これまでのように直接、運用・解釈について本市の公文書等管理情報公開、個人情報保護審査会に諮問することはできません。今後は、条例の改廃や個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定める場合に限って諮問することとなります。

附則です。第1条で施行期日は令和5年4月1日からとしております。第2条で、安芸高田市個人情報保護条例の廃止、第3条で、現行条例の廃止に伴う経過措置。第4条から6条において、関係条例の改正を行っております。

以上で説明を終わります。

○芦田委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 施行条例の2ページの第4条で、開示請求が著しく大量であった場合、延長することができるという内容だったかと思うんですけども、その著

しく大量というのは、大体どのぐらいが著しく大量という判断になりますでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。
新谷総務課長。

○新谷総務課長 具体的に今基準というものは定めてはいないんですけども、期限内に開示することが困難な場合、準備することが困難な場合等については、著しく大量という扱いで延長させていただいております。

○芦田委員長 南澤委員。

○南澤委員 15日間で処理できないものということだと思んですけども、その場合、1日で処理できそうな量というのは大体どれぐらいになりますでしょうか。

○芦田委員長 新谷課長。

○新谷総務課長 具体的に1日で処理できる量というのは、お示しすることはできませんが、量プラス質といいますか、中身のものでありますとか、そういうことを勘案して、15日ができるかどうかということになるかと思えます。申し訳ございませんが、1日で何枚というところではお答えしかねます。

○芦田委員長 よろしいですか。
ほかに質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員 先ほどの部分で、1日の量がはっきりと明示することはできないということなんですけど、開示請求があった時点で、これがどのぐらいの期間かかるかというのがすぐに答えが出ないということになるかと思うんですけど、そういった場合、15日の期限内で済むのか、期限を越えてしまうかという判断というのはどのようにされるんでしょうか。やってみただけで延びましたということになるのか、もう最初の時点で、これは15日に出せますよと答えして処理するのか、この量だとちょっと無理なので期限を越えますよというのを、最初の時点で言える体制というのはできるのかどうか、教えてください。

○芦田委員長 新谷課長。

○新谷総務課長 今までの運用なんですけれども、最初の時点で来られた方と話をさせていただき、そちらについては、当初、大体おおむねこのぐらいかかります、期限が超えそうです、ということはお話しできるかと思っております。

○芦田委員長 ほかに質疑はありませんか。
山本委員。

○山本委員 第4条の手数料のところですが、三次市の条例を読みましたら、手数料条例のその該当する部分が、行政機関等匿名加工情報の作成に要するとか、行政機関等匿名加工情報の作成の、という表現があつて、手数料の額が2万1,000円がどうのこうのと書いてあるんです。今の説明の中

では、デジタル化に備えてと言われましたよね。この加工というのは、そのデジタル化に備えての表現だろうと思うんですけど、うちの条例じゃあそういう表現がないんです。デジタル化に備えた手数料というのは、どこかのところに摘要項目があるんでしょうか。法律のほうでここを適用してうちのほうはやるんじゃないとか、別に条例化せんでもええんじゃないとか、そういうところがあるんでしょうか。

○芦田委員長 下瀬行政係長。

○下瀬総務課行政係長 匿名加工情報についてなんですけれども、これにつきましては、都道府県と政令市においては義務化されておりますけれども、それ以外の自治体については、状況を見ながら判断していくということになっております。

以上です。

○芦田委員長 山本委員。

○山本委員 要するに、状況を見ながらということは、その事案が出たときには、今の条例では対応できないということになるんじゃないかと思いますが、そこらほどのように考えておられますか。

○芦田委員長 下瀬行政係長。

○下瀬総務課行政係長 現時点では、そのようになるかと思えますけれども、今までもそのような同様の規定がございました。その匿名加工情報を利用したいという案件自体が全国的に極めて少なかったというところから、現在の法律においても、都道府県、政令市においてのみ義務化ということになっておりますので、状況を見てからということにさせていただきたいと思えます。

以上です。

○芦田委員長 山本委員。

○山本委員 この条例では、それが出たときには対応できんという結論になるんじゃないかと思うんですが、そういう場合は、無料で対応するんですか。

○芦田委員長 下瀬行政係長。

○下瀬総務課行政係長 匿名加工情報を提供する場合は、民間の方等から、こういう情報について情報提供、匿名加工情報を作成してほしいという依頼があつて、お互いに覚書のようなものを締結して、それから作って提供していくという流れになっていきます。

現時点では対応はできませんけれども、そういう相談があつてからということにはなろうかと思えます。

以上です。

○芦田委員長 山本委員。

○山本委員 この条例施行後に、その準備がされていない場合に、そういう人が現れたとき、安芸高田市は、それは今出せませんという結論になると思うんですが、そこはそれでよろしいんですか。

○芦田委員長 下瀬行政係長。

○下瀬総務課行政係長 現時点では仕方がないというか、対応ができないということになります。事務が煩雑ということもあるんですけども、今の時点では対応ができないということになります。

以上です。

○芦田委員長 山本委員。

○山本委員 今まではなかったかもしれませんがよね。でも、これだけ大きな安芸高田市、私から言うたら、大きな範囲になるんですが、ないだろうということがあるんですね。そうしたときに対応できないような条例で待ち構えておいたらいけんのじゃないかと思うんですが、緊急対応ができるということならよろしいと思うんですけど、待ってくださいと、それは今安芸高田市はできません、というような場合があっちゃいけんのじゃないかと思うんですけど。

それがあったら、次の議会にかけて、条例改正案をするけん待ってくれと、改正案を出すことになれば何か月かになりますよね。そうしてでも、今の時点はこれでいきたいということなら、そこら辺の考えをもう一度聞かせていただきたいと思います。出たときの対応。

○芦田委員長 暫時休憩をします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時16分 休憩

午前 10時17分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長 休憩を閉じて、会議を再開します。

新谷課長。

○新谷総務課長 先ほどの御意見を踏まえまして、本上程のものはこちらでいかせていただきたいと思うんですが、今後、早急に検討しまして、対応をさせていただくように検討していきたいと思います。

○芦田委員長 ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 第7条の運用状況の公表についてお伺いします。公表はどのように、どのような形で行う御予定でしょうか。

○芦田委員長 新谷課長。

○新谷総務課長 運用のほうは、毎年度ホームページ等で公表させていただいております。

○芦田委員長 ほかに質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員 定義の2条の2項で、議会は含めないという説明がありました。議会事務局からも、その点については事前に聞いておるんですが、執行部のほうとして、議会はどういう位置づけで見ていくのかなというのが、現時点で考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○芦田委員長 下瀬行政係長。

○下瀬総務課行政係長 先ほど説明にもありましたように、国が国会を外しております。今回の個人情報保護の関係は、行政機関のいうところになっております。司法権、立法権のところについては除外しておるといふところから、法の趣旨に反する規定はできないという判断の下、議会のほうは今回の実施機関から外しているということでございます。

○芦田委員長 熊高委員。

○熊高委員 そういふことには、たてりとしてはなるんでしょけれども、行政と議会というのは密接に関連して動いていますので、例えば、2ページに審査会というのがありますよね。ここらで審査会の対象に議会との関係も含まれていくのかどうかということも含めて、先ほどの説明では、基本的には含まれないんだろうなという気はするんですが、改めて確認をしておきたいと思います。

○芦田委員長 下瀬行政係長。

○下瀬総務課行政係長 この条例に規定しておりますのは、この法律に関するものにおいて諮問ができるものということにしております。

また、これとは別に、審査会の条例はございますので、その条例のほうで所掌する事務については取扱いを定めていくこととなります。

以上です。

○芦田委員長 熊高委員。

○熊高委員 説明資料の1ページ、下段の見直し後の図示がしてありますけれども、3のところ、対象を拡大し、規律を精緻化というんですかね、この上の表のことを表現しておるのかなという気がしますが、これの文言をもう少し具体的に説明いただければ、どんなふうになるのかなという質問です。

○芦田委員長 下瀬行政係長。

○下瀬総務課行政係長 今までは、先ほど申し上げましたように、民間企業等と行政独立法人、行政機関とで異なる法律で運用されておりました。そのため、学術研究においても、私立の大学と国立の大学等との間でデータのやり取り等、それに支障が出ている、取扱いが違ふためにデータのやり取りが難しいということもあったので、今回は対象を統一して運用されていくことになったと認識しております。

以上です。

○芦田委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○芦田委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○芦田委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第63号「安芸高田市個人情報の保護に関する法律施行条例」を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○芦田委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第63号の審査を終了します。

次に、議案第64号「安芸高田市職員の高齢者部分休業に関する条例」、議案第65号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」、議案第70号「安芸高田市職員の再任用に関する条例を廃止する条例」の3件を一括で議題といたします。

執行部より説明を求めます。

行森総務部長。

○行森総務部長

それでは、議案第64号、第65号、第70号につきまして、一括して要点の説明をします。

この3議案につきましては、定年の段階的な引上げ等に伴う関係条例について整備並びに廃止をするものでございます。

詳細は総務課長のほうが説明をいたします。

○芦田委員長

新谷課長。

○新谷総務課長

それでは、議案書に合わせ、説明資料を提出しておりますので、そちらのほうから説明をさせていただきます。

まず1から2の条例制定の趣旨について概略を申し上げます。

地方公務員については、国家公務員の定年を基準として、その定年を条例で定めることとされており、定年の引上げ等に合わせ、国家公務員と同様の措置を講ずる法律改正が行われたところであり、その法律の公布に伴い、関係条例の規定の整備をするものでございます。

3の整備する主な内容につきましては、定年の段階的引上げ、管理監督職勤務上限年齢制の導入、定年前再任用短時間勤務制の導入、60歳に達した職員の給料等、高齢者部分休業制度の導入でございます。

まず、(1)の定年の段階的引上げについては、現行、60歳の定年を段階的に引き上げ、65歳とするもので、令和5年度から2年ごとに定年を1歳ずつ引き上げ、令和13年度に定年の段階的引上げを完了します。

また、定年の引上げに合わせて、現行の60歳定年退職者の再任用制度は廃止といたしますが、経過措置として、定年の段階的な引上げ期間中は、定年から65歳までの間、現行と同様の暫定再任用職員制度を残置します。

次に、資料2ページをお願いします。

(2)の管理監督職勤務上限年齢制の導入は、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、60歳に達した日後の最初の4月1日以降は、管理監督職以外の職に降任とします。

次に(3)の定年前再任用短時間勤務制の導入は、60歳に達した日後の最初の4月1日以降の職員について、健康上、人生設計上の理由等によ

る多様な働き方に対応するため、本人の意向により短時間勤務の職に再任用するもので、任期は正規職員の定年退職日までです。

次に(4) 60歳に達した職員の給料等です。60歳に達した日後の最初の4月1日以降、給料を60歳到達時の給料の7割の水準に設定いたします。

次に(5) 高齢者部分休業制度の導入、60歳に達した日後の最初の4月1日以降の職員を対象とし、加齢等による身体的な事情への対応等により、部分的に勤務しないことがやむを得ない場合において、勤務時間の半分を上限として休業することができるという制度です。

4の条例の主な改正内容等です。地方公務員法の一部を改正する法律に伴い整備する条例は、(1)で改正が8条例、次のページに行っていたかきまして、(2)で新規規定が1条例、(3)廃止が1条例です。

なお、施行期日は令和5年4月1日からとしております。

続いて、議案のほうの説明をいたします。

まず、議案第64号をお願いします。

本案は、高齢者部分休業制度の導入に伴う規定の整備です。

議案書の1ページを御覧ください。

第2条で、高齢者部分休業の承認、第3条で高齢者部分休業取得中の給与、第4条、5条で承認の取消し・休業時間の短縮・延長について定めております。

附則において施行期日を示しております。

次に、議案第65号をお願いします。

本案は、関係条例を一括して改正するものです。

資料の2ページから、4の(1)改正する条例一覧と併せて御覧いただければと思います。

議案書の1ページ、第1条では安芸高田市職員の定年等に関する条例を定年引上げ、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、規定の整備をするもので、2ページの第2章で定年制度、4ページ、第3章で管理監督職勤務上限年齢制、7ページ、第4章で定年前再任用短時間勤務制、附則で定年に関する経過措置、情報提供及び勤務の意思の確認についてを定めております。

議案書の8ページをお願いします。

第2条では、安芸高田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例を、減給において減ずる額の基礎となる給料月額を発令の日に受けるものとする等の規定の整備をしております。

議案書9ページの第3条において、安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例、及び議案書の12ページ、第4条で安芸高田市職員の育児休業等に関する条例、こちらはいずれも定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、規定の整備をするものです。

議案書の13ページをお願いします。

第5条では、安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

を、管理監督職勤務上限年齢の特例任用に該当する職員に係る規定を整備しております。

議案書の14ページをお願いします。

6条において、安芸高田市職員の給与に関する条例。定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定及び原則として、特例日以後の給料月額を7割水準とする規定を整備するものです。

議案書の21ページをお願いします。

第7条で、安芸高田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例。議案書22ページの第8条で、安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、規定の整備をしております。附則で施行期日、経過措置等を定めております。

最後に、議案第70号「安芸高田市職員の再任用に関する条例を廃止する条例」をお願いいたします。

現行の再任用制度は、定年前再任用短時間勤務制度へ移行、及び暫定再任用制度の残置により廃止することとなることから、令和5年3月31日限りで廃止するものです。

以上で説明を終わります。

○芦田委員長 これより質疑に行います。本案3件を個別に質疑を行います。

まず、議案第64号「安芸高田市職員の高齢者部分休業に関する条例」に対する質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○芦田委員長 質疑なしと認め、これをもって議案第64号に対する質疑を終了いたします。

次に、議案第65号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」に対する質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員 説明資料のほうになるんですけど、いわゆる市職員そのものは、計画的に職員数を減らしていくという計画があると思うんですけども、定年が変わってくることについての影響というのは何かあるんでしょうか。

○芦田委員長 新谷課長。

○新谷総務課長 定員管理において、定年が延長することで影響があるかということですか。影響といいますと、定年延長することで、定員適正化計画によって採用等を計画しておりますので、そちらのほうに影響が多少なりあるかと思えます。

また、退職の延長ということになりますので、予算等も多少増額となるかと思えます。

○芦田委員長 船津総務課職員係長。

○船津総務課職員係長 定員管理なんですけど、定年引上げに伴って、フルタイムで働かれる方は職員の定員管理の中に含まれます。短時間勤務をされる方は、現行の再任用制度と同様に、定員からは除外されて、別に管理するようになり

ます。

以上です。

○芦田委員長

山本委員。

○山本委員

64号か65号に該当するかと思うんですが、説明資料の1ページの3のこの条例で整備する主な内容というところの表なんですけど、昭和38年生まれ、令和6年度の枠の中で、定年前短時間再任用という表現がされておるんですけど、ちょっと勘違いしとるかも分かりませんが、これが給与の7割に該当する職員ですか。この定年前短時間再任用という人は、昭和38年生まれは令和6年度まで勤められるという意味だろうと思うんですね、この表でいうと。その代わり、その下に、定年前短時間再任用と書いてあるんですね。今度62歳になったら暫定再任用と書いてあるんですけど、もう61歳になった時点で給料が7割になる対象者になるんですか。

○芦田委員長

新谷課長。

○新谷総務課長

この表の見方なんですけれども、昭和38年度生まれでいきますと、令和5年度の60歳が今までであると定年退職になります。定年の引上げによって、上の段の令和6年度の61歳まで引き上げで定年退職が1年伸びます。もう一つは、60歳で退職を希望される方については、今まで再任用職員として勤務という選択肢もありましたので、そちらが定年前の短時間再任用という職になります。60歳の通常である退職を迎えた場合に、2通りのラインでいけるといっています。

○芦田委員長

山本委員。

○山本委員

再確認させていただきますけど、今の説明でこういうふうを受け止めたんですが61歳、次の昭和39年生まれの方は、令和8年度まで定年退職が62歳に延びると、しかし、60歳を超えて次の年度、自分の定年はまだ来てないんですけど、その定年までは勤めたい、65歳までは勤めたいという思いはあるんですが、もうその職は地位は下げて再任用してくださいと、選択肢がそこに1個あるんですよということですか。

○芦田委員長

新谷課長。

○新谷総務課長

おおむねそのような形なんですけれども、一旦60歳で退職をされて再任用になりますので、60歳で通常どおり辞めて、再任用として勤めていくか、60歳で辞めず、引き続き引上げで62歳まで勤めるかという、職員として勤めるか、再任用として勤めるかという2つのラインで流れるということです。

○芦田委員長

山本委員。

○山本委員

昔は肩たたきというのがあったんですね。60歳まで勤めてもええんじやが、58歳ぐらいになったら、あんたもう辞めたほうがええでというようなことがありよったんです、昔はね。この制度によって、もう60歳になるんじやと、本来は61歳や、62歳まで勤められるんですよとなっても、慣例として60歳になれば暗に肩たたきというんですか、もう60歳

になったんじゃけ、雇わんことはないんじゃが、暫定再任用になられたらどうですかということには起きないと。本人の意思で選ぶことができる、こういうふうに制度上なっているんですか。制度を変えるということ、肩たたきというのは、制度を運用するということになるんですが、そういう心配はないですか。

○芦田委員長

行森部長。

○行森総務部長

肩たたきと今おっしゃいましたけど、そういう制度はございませんので、基本的に定年までは、この制度によって、職員として勤務ができる。その中で、一応60歳をめどに今の短時間を選ぶとか、そういった選択肢が増えてきたということでございます。

以上です。

○芦田委員長

山本委員。

○山本委員

分かりましたよ。

○芦田委員長

米村副市長。

○米村副市長

肩たたきという言葉はあまり適正じゃないかと、そういう言葉をこの場で使われるのはどうかなとは思いますが。

それと、そんなに事前にあんた辞めてくれ、とかいうようなことは行ってはおりません。

○芦田委員長

山本委員。

○山本委員

要は、今おられる職員の人の将来のこの決定がされて、これはいいことだと思うんです。勤務時間の延長、年齢が延びるんでね。こういうこの雇用条件の改正ということなので、ここの組合がありますが、組合との合意はされておるのでしょうか。

○芦田委員長

新谷課長。

○新谷総務課長

本条例案を上程する前に、組合との協議のほうは行っております。

○芦田委員長

南澤議員。

○南澤委員

定年が引き上げられるということなんですけど、退職金のほうはどのような変化をしますでしょうか。変わらないなら変わらないで構わないんですけども、そのあたりを教えてください。

○芦田委員長

新谷課長。

○新谷総務課長

簡単に御説明をさせていただきたいと思うんですけども、60歳の退職時の給料によって計算をします。延長した場合、1年延長、2年延長になった場合、プラス延長分の最終の延長のときの7割減の給料で1年分、2年分の加算がされます。

よろしいでしょうか。

○芦田委員長

ほかに質疑はありませんか。

秋田委員。

○秋田委員

単刀直入な質問なんですけど、これの法改正の趣旨はもうここで今説明をいただきました。複雑高度化する行政課題の対応で、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用ということが1点であることと、組織全体

としての活力の維持というようなことが書いてあるんですが、実際にこれを法改正した後のそういった取組について、そうなるのかどうか、市長のほうにちょっとお考え等をお伺いできたらと思います。

○芦田委員長 答弁を求めます。
石丸市長。

○石丸市長 ここに記してある趣旨のとおりです。そうなるように運用をしていきます。

○芦田委員長 秋田委員。

○秋田委員 そういう答弁なので、そうしてほしい願いの中でこの法改正を今から採決せないけんで、そういった部分では、ぜひそうなるようにしていただきたいと思います。

○芦田委員長 ほかに質疑はありませんか。
〔質疑なし〕

○芦田委員長 質疑なしと認め、これをもって議案第65号に対する質疑を終了いたします。

次に、議案第70号「安芸高田市職員の再任用に関する条例を廃止する条例」に対する質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○芦田委員長 質疑なしと認め、これをもって議案第70号に対する質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○芦田委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第64号「安芸高田市職員の高齢者部分休業に関する条例」、議案第65号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」、議案第70号「安芸高田市職員の再任用に関する条例を廃止する条例」の3件を一括して起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○芦田委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第64号、議案第65号、議案第70号の審査を終了します。

次に、議案第66号「安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

行森総務部長。

○行森総務部長 それでは、議案第66号の要点について説明をします。

本案は、令和5年4月からの行政運営に向けて、組織及び事務分掌を見直すものでございます。

詳細は総務課長が説明をいたします。

○芦田委員長

新谷総務課長。

○新谷総務課長

それでは、議案第66号について御説明をさせていただきます。

議案書に合わせ説明資料を提出しておりますので、そちらから説明をさせていただきます。

令和5年4月からの行政運営に向けて、組織及び事務分掌の見直しを行います。市民部では、市民に仕事内容が分かりやすい課名とするため、総合窓口課を市民課に改正します。

次に、建設部では、令和5年4月から水道事業が広島県水道広域連合企業団に参画するため、上下水道課を下水道課に改正し、建設部の分掌事務のうち水道の整備促進及び管理に関する事項を削除します。

以上で、説明資料の説明は終わりました、続いて議案のほうを御覧ください。

議案書の1ページ、第2条です。部の分掌事務について規定しており、2ページにわたりまして(6)の建設部のケ、水道の整備促進及び管理に関する事項を削除いたしました。

次に、第3条で、市民部総合窓口課を市民課へ、3ページにかけて建設部上下水道課を下水道課にそれぞれ名称を改めております。

附則の第1項で、施行期日を令和5年4月1日と規定し、次に第2項では、当該条例改正に伴い、参照条文の改正が必要となる安芸高田市上下水道料金審議会条例の一部改正を規定しております。

以上で説明を終わります。

○芦田委員長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

山本委員。

○芦田委員長

山本委員。

○山本委員

水道課がなくなり、事務分掌も建設部からなくなると。こういうふうになったら、水道に関する問合せとか何かはどこへ言うようになるのでしょうか。

○芦田委員長

新谷課長。

○新谷総務課長

企業団のほう水道については所掌されますので、企業団のほうに問合せをしていただくようになります。

○芦田委員長

山本委員。

○山本委員

企業団へと言ったら、広島市のほうへ電話せないけんですか。

○芦田委員長

新谷課長。

○新谷総務課長

安芸高田市のほうに駐在がおりますので、市役所の中にある企業団ということをお願いしたいと思います。

○芦田委員長

山本委員。

○山本委員

要は、組織がもう向こうへ移るんだと、ここの安芸高田市内の水道を利用しとる人たちについては、ここの本庁舎のどこか一部で企業団が開設するんだと、安芸高田支所か何かを開設するということですか。

- 芦田委員長 船津総務課職員係長。
- 船津総務課職員係長 山本委員が言われたように、本庁内に安芸高田事務所という事務所を設置します。現在の上下水道課にある水道部門が、イメージとしては、そのまま残るようなイメージで、今、調整をしておるところです。
- その安芸高田事務所内の職員については、安芸高田市の職員が派遣で行くような計画を、今、検討調整しておるところです。
- 芦田委員長 山本委員。
- 山本委員 準備の段階でこの条例改正が出たんだろと思うんですけど、実施は来年の4月1日からですね。じゃあその水道に関わる市民の要望、申請事項、そういったことはどうしてもずっと続くんですが、そこら辺の取扱いについての啓発ですね。そこらはどういうふうを考えられとるんですか。
- 芦田委員長 船津職員係長。
- 船津総務課職員係長 市民に対する啓発についてですが、現行の運用とほぼ同等の運用になります。
- 組織的には、水道事業が県内の市町で広域化することによって、コスト削減等が見込めるということで、新たに企業団が設置されております。その中で、安芸高田市の事業を運用していくこととなりますので、特段、市民に今までの取扱いと変わることがない想定で今動いております。
- 以上です。
- 芦田委員長 山本委員。
- 山本委員 この課がなくなるということは、今度、安芸高田市の広報の1月号か2月号に掲載されるはずですよ。体制が変わるということで。じゃあ水道課がなくなったら、わしらどうすりゃいいんかなということが起きると思うんですよ。で、その課がなくなるということのを周知するときに、今言われたように、ここに事業所ができて、受付は以前どおり市のほうで受けますとか、窓口はここへ設けてありますから、今度の問合せは番号はここへしてくださいと、緊急の場合は市役所じゃなくてここへしてくださいと、こういうような啓発を、なくなることによって市民との対応をこうしますよという啓発をどういうふうにするんかということは今問うたんです。期間がないですよ、1月、2月、3月しかない。その間に市民へ周知するということが必要じゃろう思います。
- 芦田委員長 船津総務課職員係長。
- 船津総務課職員係長 市民への啓発という形ではなくて、窓口の周知という形で、電話番号等、広報誌なりホームページなりに載せて、皆さんにお知らせする予定にしております。
- 芦田委員長 山本委員。
- 山本委員 その予定はいつからですか。
- 芦田委員長 船津総務課職員係長。
- 船津総務課職員係長 いつから周知をするというのは決めておりませんが、電話番号等、まだ調整もできておりませんので、その辺の事務体制の調整等ができて次

第、周知する予定にしております。

○芦田委員長 山本委員。

○山本委員 3月頃になって周知をしようと思ったら、4月1日から実施になるので、知らん間に水道課がなくなっただけということになるので、その辺は十分早めにすべきじゃと。言えば1月から周知に取りかかるべきじゃろうと思うんですけど、この条例が通ったら、もう準備がすぐできると思うんです。でしたら1月からやるべきじゃと思いますが、その辺の考えは改めてありませんか。

○芦田委員長 米村副市長。

○米村副市長 先ほど答弁しましたように、市民の方への対応は変わりませんので、電話番号等は変わりますが、全体的に基本的には変わりません。ですので、電話番号とかが固まってから周知するほうが適正かと思っておりますので、そこらが固まってから周知したいと思っております。

○芦田委員長 ほかに質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員 課名の変更なんですけども、上下水道課が下水道課に変更というのは、これは分かるんですけど、総合窓口課を市民課に変える、これは当然、小さい額かもしれませんが、看板を替えるであるとか、印刷物を変更するであるとか、ホームページをやり替える等の作業があって、多少なりとも費用が発生すると思います。これは必要なのかと言われると、その必要性がいまいちよく分からないんですけど、今これをやらなきゃならない理由というのは何なんでしょうか。

○芦田委員長 新谷課長。

○新谷総務課長 組織においてヒアリングを各局で行っております。総合窓口課のほうにおいて、総合窓口という名前からか、業務外の電話も入ってくるということで、そこが課題というふうに認識されておりました。県内等も住民票を取り扱うところの部署が市民課というところが多い、市民の皆さんにもそういう周知というか、認識が高いんじゃないかということで、間違いというところの予防も含めて、名称の改正を希望されたところで、そちらのほうの理解をいたしましたので、今回、市民課のほうに変更ということで上程をさせていただいております。

○芦田委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○芦田委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○芦田委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第66号「安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例」を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○芦田委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第66号の審査を終了します。

ここで、換気のため11時10分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時01分 休憩

午前 11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長

休憩を閉じて会議を再開します。

これより企画部に係る報告を行います。

安芸高田市都市計画マスタープラン・立地適正化策定についての報告を求めます。

猪掛企画部長。

○猪掛企画部長

それでは、都市計画マスタープランについて、6月以降、旧町ごとに地域別意見交換会を開催し、地域別構想の取りまとめを行っております。その概要について報告をいたします。

詳細は担当課長より説明をいたします。

○芦田委員長

高下政策企画課長。

○高下政策企画課長

本日は、6月の総務文教常任委員会で御報告した以降の都市計画マスタープラン・立地適正化計画の策定の進捗を御報告いたします。

お話をする内容に関する資料は、既に市のホームページに第3回都市計画マスタープラン等策定委員会に載せておりますので、今日はポイントのみお伝えいたします。

資料をめくっていただきまして、1ページ目、右上の部分です。8月の終わりから9月の初めにかけて、各町で地域別意見交換会を行いました。これは、全体構想で示した方針を基に、町ごとにより具体的なまちづくりの方針を示した地域別構想を説明して、それに対する意見を頂いたものです。

その内容については、裏面を御覧ください。

こちらのほうでは、地域別構想に掲げた、6町の町別の目指すテーマと主な取組方針を表で示しております。ここは、当日の資料のまとめの部分を表にしておりますので、文字が多くて少し見にくい部分もあるかと思いますが、当日の地域での意見交換会で使った資料、先ほど申し上げたホームページに既に載せておりますと申し上げた資料ですが、これは図なども使って、かなりのボリュームになっております。ですので、今日は、それを表にまとめたこの資料で御説明したいと思います。

下の表を御覧ください。左から右に吉田町以下各町を並べております。上から下に向かっては、目指すテーマ、土地利用、交通などに関する取組方針を示しております。

左側の吉田町においては、市全体の必要な拠点機能を担うエリアとしての特性を表したものが並んでおります。土地利用では市役所周辺のコmpactな都市構造の維持。交通の部分では、市内外の拠点間の連携を進める。地域活性化の部分では、市中心部としての拠点機能の充実ということのポイントに置いております。

そのほかの町については、地域住民の日常生活に必要な機能の維持ということを意識しておるものになっておりまして、文字は違った表現に、それぞれの町に合わせたものになっておりますが、内容としてはおおむね似通っております。例えば、土地利用の部分では、支所周辺への施設の集約の維持、交通の部分では、交通結節機能を強化していくという方向性をそこに示したものが多くなっております。都市環境・景観、そして地域活性化では、それぞれの地域の特徴に応じたポイントを列記しておりまして、こういったところに力を入れていくということを挙げております。

防災については、先般の大雨で大きな被害の出た吉田町と甲田町においては水害リスクについて特記した形となっております。

こういった町別の取組方針やテーマについて各町で説明を行って、いろいろと御意見を頂きました。内容については、おおむね御理解いただき、この取組については前向きな評価を頂いたと考えております。

これらの詳細の資料は、市のホームページに載せておりますので、それも後ほど御覧いただければと思います。

1ページ目のほうに戻ってください。

右上の部分、これまでやってきたことで、その次にありますのが、10月に行いました第3回策定委員会です。

ここでは、この地域別の意見交換会を踏まえた形で、少し見直しをした全体構想の部分についても触れた形で皆様に議論いただき、合意をいただきました。

その見直しをした部分といたしますのが、この資料の右下のところ、地域活性化というところを新規に追加いたしました。今御覧いただいているこの資料全体は、前回の総務文教常任委員会でも説明した全体構想の骨子の資料でございます。こういった方向で進めるということで、今年の3月に全体構想については合意をいただいていたのですけれども、地域での説明会を受けて、地域活性化という部分を今回追加したというのが大きなポイントになっております。

ここで出た意見として、持続可能なまちづくりをする上で、コミュニティに係るソフトに関わる部分も重要なのではないか、という意見を何か所かの地域で頂きましたので、それを踏まえて、柱の一つとして加えたものであります。現在のところでは、10月7日の第3回の策定委員会が進捗の最後となっております。ここまではおおむね予定どおり進められていると考えております。

この後、策定委員会などを重ねながら、年度末に向けて取りまとめていくことにしております。

以上で説明を終わります。

○芦田委員長　これより質疑に入ります。この報告につきまして質疑はありますか。南澤委員。

○南澤委員　最後の部分、第3回策定委員会のところで意見を経て、地域活性化が追加されたということなんですけれども、その地域コミュニティの活性化のところで、ソフトの部分と今、説明があったかと思うんですけど、もう少し詳しく説明いただけますでしょうか。

○芦田委員長　答弁を求めます。

高下課長。

○高下政策企画課長　この議論そのものが施設の配置をどう考えていくべきかというところ、人口の動態とか、これまでの住み方などで論議しておりましたけれども、やっぱりその施設を使っていくその住民の力というの、都市機能を維持していくのに必要なんじゃないかという、そういった議論がありました。そういったことで、それを生かしていくというのは、意識をして都市計画マスタープランをまとめていくべきだろうということで、柱の項目として加えたということです。

以上です。

○芦田委員長　答弁を終わります。

山本委員。

○山本委員　この計画素案ですが、計画素案というのはどこでつくられるんでしょうか。

これはどうしてこうなったんかと思うんですけど、裏のページ、2ページ。地域活性化、さっきコミュニティが新しい分野であります。地域活性化の甲田町のところを見ましたら、芸備線を活用した三次市等からの交流人口の確保というのがあるんですね。それと、向原町の交通のところを見ましたら、向原駅を中心とした鉄道広域路線バスと地域交通の結節点の強化。地域活性化のところでは、向原町は広島市等からの交流人口の確保と書いてあるんですね。甲田町の場合は、三次からの交流人口の確保って書いてあるんですね。誰がこんなアイデアを考えたんかというのがあったので、現実より乖離した部分が随分あるので、これを誰が考えるんかの思って、今聞かせてもらおうと思ったんです。どなたが原案作成して、審議にかけよるんか教えていただきたいと。

○芦田委員長　答弁を求めます。

徳澤次長。

○徳澤企画部次長　表現的には、三次市と広島市と分けてはいますが、基本的には「等」がついていますので、三次市に限定した表現ではないということと、実際に三次市と甲田町、向原町と広島市というところの、そういった交流的な人口移動とかについても調べて、こういう表現にはさせてい

ただいています。

この表現につきましては、事務局である企画部において案をつかって、庁内検討委員会という、支所の中で部長からなる検討委員会を形成していきまして、その中で一応議論した形で出しているということでございます。

○芦田委員長 答弁を終わります。

山本委員。

○山本委員 根本的に、三次のほうの人はこっちのほうをあんまり向いてはおらんのですが、どうやって向けるんだらうかというところがあるんですね。これは報告じゃけ、質疑はしたらいいんだらうと思いますけど、もう少し現実を調べて、活字にしていくべきじゃないかと思うんです。現実はいちと頑張ればこれが実現できるとお考えなんですか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

高下課長。

○高下政策企画課長 はい、そのように考えています。意志をすべき方向としては、地理的にも近いというところもありますので、三次市というのを挙げて、「等」をつけるというのは自然なことだと思っておりますし、実際にそういう動きもつくっていく必要があるのではないかとも思っております。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員 ちょっと僕の考え方が間違っていたら、間違っているというふうに言うていただきたいんですけど、この都市計画マスタープランと立地適正化計画という2つのものがあると思うんですけども、今の説明を聞いていると、結局一緒になっている感じの、だからそのすみ分けというか、境界線が非常に分かりにくくて、都市計画マスタープランというのは、吉田町をどうするかということだと思えます。その中で、先ほど答弁にあった地域活性化で、地域コミュニティの活性化という部分は、ソフト面、これは立地適正化計画のほうなんだらうかと聞いていたら、最後にマスタープランのほうでと言われたので。吉田以外のことは全て立地適正化計画なのか、それも全部含めて都市計画マスタープランなのか、のすみ分けの部分が非常に分かりにくいんですけども、その説明をちょっとお願いしたいんですけど。

○芦田委員長 答弁を求めます。

高下課長。

○高下政策企画課長 そもそものお話のところだと思いますが、まずマスタープランをつくるという議論を最初にさせていただいたときにも御説明をしたことですが、まず都市計画マスタープランは、市全域で作っています。という

のが、本来は、都市計画法に基づいて、資料の1ページ目の右上のところに書いてあるとおりでございます。市全体を対象としてまちづくりの方向を示すものが都市計画マスタープランとしております。その中で、都市計画区域内を対象として、コンパクトなまちづくりの実現に向けた方針を定めるということで、具体的にどういうことをその地域でやるかということを立て地適正化計画としております。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

南澤委員。

○南澤委員 今の田邊委員の質問に関連してですけど、都市計画区域内を対象に立地適正化計画をつくっていると、都市計画区域内というのは、どこを特定していますか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

猪掛部長。

○猪掛企画部長 今、たてりのところを説明いたしましたけども、今日、説明しておる内容は、立地適正化計画はありません。マスタープランの概要になっております。

また立地適正化計画は、現在、まだ検討しておりますので、また次の機会に報告させていただくことになると思いますが、立地適正化計画は、吉田町の都市計画区域の中での立地適正化計画というたてりになります。マスタープランはあくまでもそこを含めた全市域の計画という内容でございます。

○芦田委員長 答弁を終わります。

南澤委員。

○南澤委員 確認になってしまうんですけども、全市の都市計画マスタープランを先につくって、その内容と、それを実現するためのものとして、吉田町の都市計画区域内の立地適正化計画を今後つくっていくという理解で間違っていないですかね。

○芦田委員長 答弁を求めます。

猪掛部長。

○猪掛企画部長 はい、枠組みはそうなります。作業的には並行してそれを進めて計画を策定中ということでございます。

○芦田委員長 答弁を終わります。

南澤委員。

○南澤委員 並行して行われているということで、当然、その立地適正化計画のほうも進捗があるんだと思うんですけども、そちらはどのような形で公表されていく予定でしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

徳澤次長。

○徳澤企画部次長 立地適正化計画の案を今つくっている状況で、今後、吉田のこの辺り

が都市計画区域になるので、またその立地適正化計画を策定した段階で、吉田の方をまた集めて、吉田の意見交換会というところで、また同じように意見を聴いた上で、また策定委員会のほうにその案を提出して議論していただいでいくという形になります。

1月に一応策定員会を予定しているというところでございます。

○芦田委員長 答弁を終わります。

山本委員。

○山本委員 最終確認させてもらいたいんですが、市民の方への説明やら意見を聴いた機会は8月25日から9月7日に全市にわたって意見を聴いていかれたと、こう言われましたですね。それは、我々のところに6月に提出されたマスタープランを基に説明されたんじゃないと思いますけど、その意見が出た中で改正したところはなく、第3回策定委員会で地域活性化というのが新たに加わったというような説明だったのですが、地域の説明に歩かれたときに意見が出たろうと思うんです、どうしてこんなことになるんかと。そこら辺で、住民との意見交換会のときに出た意見で直された部分というのはないんでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

高下課長。

○高下政策企画課長 マスタープラン自体を大きく見直した部分と言えば、地域活性化のところということになります。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時30分 休憩

午前 11時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長 休憩を閉じて会議を始めます。

徳澤次長。

○徳澤企画部次長 先ほど説明させていただいた策定委員会の意見を踏まえて、地域活性化という項目が追加されたという説明だったんですけど、補足させていただくと、意見交換会で説明した段階で、もっと地域のコミュニティの活性化につながる施策が要るんじゃないかという意見がいろんな町からありました。それを踏まえて、策定委員会に提出する段階で、その地域活性化という項目を全体構想の中に分野別方針として追加して説明をしたというところで、地域意見交換会で皆さんの意見を聴きながら、最も大きく改善したところというのが、その地域活性化というポイントを、分野別方針の一つ加えたというところでございます。

○芦田委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

先川委員。

○先川委員 これは将来の安芸高田市の未来像で、こういうふうにしていきたいという、その努力に敬意を表します。

ちょっと向原町のところを見させていただくと、やはり向原駅ということはかなり強調されておるんですね。現在、芸備線の問題で、かなりどうなるかというところが議論されておりますけれど、もし仮に芸備線が飛んでしまったら、この向原駅の云々ということは全部飛んじゃうわけですね、向原駅がないわけだから。将来のマスタープランですよ。近々ではなしに。そうすれば、市の立ち位置とすれば、モータリゼーションだから、その乗車客が少ないから、それはというような話ではなしに、これはぜひ、芸備線をいわゆる継続して、乗車客が増えると、こういうようなことでいかないと、向原町の項目は整合しないわけですね。向原駅を中心とした鉄道広域路線バスと域内交通の結束強化と、こういう言葉が飛んでしまうわけですよ。その辺はどうお考えなのかお聞きしたいと思います。

○芦田委員長 答弁を求めます。
高下課長。

○高下政策企画課長 今つくるマスタープランでありますので、ある前提で、それを大事なものは何かということ、それを論ずるべきものでありますので、今つくるのはこういった内容となります。
状況が変われば、それに応じて見直しをしていくということになります。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
南澤委員。

○南澤委員 先ほど、経緯の説明のところ、この地域活性化の項目がどこで付け加えられて、その地域別意見交換会のときにはもう既に出ていたものなのか、それとも策定委員会で改めて出たものなのかというのを、いま一度確認させてください。

○芦田委員長 答弁を求めます。
徳澤次長。

○徳澤企画部次長 地域別意見交換会の段階では、前回の総務文教委員会で説明した段階の資料を基に、地域別構想をつくってますので、その段階では、地域活性化の項目はなかったと。その後、地域のほうに出ていって、その説明をした段階で、その地域活性化、コミュニティを維持する上で、やっぱり人と人とのつながりといったものの施策は要るのではないかという意見がたくさん出ましたので、それを追加した形で第3回の策定委員会に、今この状況で説明させていただいたというところでございます。

○芦田委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員 策定途中段階ですので、なかなか分かりにくいなという気がして、2ページと1ページを組み立てて自分なりに見たときに、農業という部分がどういう流れでこの位置づけになっているのかなど。例えば、土地利用ゾーンで言えば、自然共生ゾーン、そして分野別方針で言えば、都市環境の景観とか、もっと上で言えば、基本目標のところから紫の地域資源を生かした活力あるまちづくり、というようなところに入るかなと思ってはいたんですが、2ページ目で言えば、自然共生ゾーンのところに農場混在エリアとか、そういうふうになっているんです。農業だけを見たときに、どういうつながりをつくっていくのかなというのが、ちょっと私にはまだ理解しづらいんですが、その辺の位置づけをどのように考えていっていただけますか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

高下課長。

○高下政策企画課長 農業の今後をどうするといったようなことについては、この都市計画マスタープランの中では項目としては上がってこないということになると思います。

農業についてどうするかということは、農業の振興の関係の計画で、別であると思いますので、そちらで議論ということになると思います。

この都市計画マスタープランでは、生活に必要な機能としてどういったものがあるか、それらをどのように配置するかということになって、農地ということになると、多くは自然共生ゾーンの中にあるという形の整理になると思いますから、そのゾーンの整理の部分までを、この都市計画マスタープランのほうで論ずるという内容になるという理解でございます。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

熊高委員。

○熊高委員 たてりについては分かりましたけども、でもここにくっつけた見方ができるような表現といいますか、そういったことが我々には分かりやすいのかなという気がするんです。全体が出た中で、その農業というのを、経済の中心にもなっておりますから、どこかでつないだ見方ができるようにしてほしいなという気がするんですが、それは無理なんですか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

高下課長。

○高下政策企画課長 どういった内容にしていくかということについては、策定委員会の中で決めてまいりますので、今頂いた意見は参考に、そういったことがあったということで捉えていきたいと思っております。

○芦田委員長 答弁を終わります。

続いて、石丸市長。

○石丸市長 訂正させてください。意見は頂いていません。委員会は今、報告だと思うんですけども、意見を言う機会はないはずですよ。なので、この報告に関する質疑に対して我々は説明をします。意見は今、承れませんので、御理解ください。

○芦田委員長 答弁を終わります。

熊高委員。

○熊高委員 そういうことなんでしょうから、理解を受け止めないけんのでしょけども、やり取りをする中で、この計画そのものに対して、意見という形、この説明に対して意見を言っておるわけなので、それは高下課長が今後生かしていくと言われた。それならいいわと思ったけど、石丸市長はそうじゃないと言われたので、じゃあこの説明に対する我々の意見といますか、説明に対する感想だけになるのかな。その辺の位置づけも含めて、この委員会がどこまで報告に対して我々が問いただしたことに対しての今後の捉え方というのはどんなふうになるんですか。もう一度市長、分かりやすく説明してください。

○芦田委員長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 今の質疑というか質問は、私にするものではなく、本来、委員長にする類いだと思いますが、私が代わって、勝手ながら、僭越ながらお話しすると、委員会を受ける報告という立てつけですので、その中でしか我々是对応ができません。議会軽視はできませんので。

ほかの場合もあります、例えば、全員協議会における意見聴取。これが必要であれば、今の感じだと必要だこちらでは受け止めましたので、では改めて意見聴取を申入れさせていただきます。その場では、意見聴取なので、意見を議員の方は執行部に伝えることができますので、その機会がよろしいかと思えます。

○芦田委員長 答弁を終わります。

熊高委員。

○熊高委員 私が勘違いしておったのがよく分かりました。確かに、これは報告事項なので、一応報告事項であり質問するのと、さっき山本委員がおっしゃっていたので、だから調査が必要だと思えば、委員会で調査をすればいいわけですよ、今後ね。分かりました。失礼しました。

○芦田委員長 ほかに質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員 6町別の目指すテーマと主な取組方針のところの防災の部分なんですけども、災害リスクの低い場所への移転や災害リスクの周知という文言がいろいろあると思うんですが、ただ安芸高田市内のハザードマップを見ていただくと、災害リスクの低い場所というのをどう捉えるかというのは非常に難しいんじゃないかと思うんですけども、その辺はどのよう

に考えておられるのか伺います。

○芦田委員長 答弁を求めます。

徳澤次長。

○徳澤企画部次長 災害のリスクといっても、一般的には土砂災害と、あとは浸水ですね。土砂災害の場合は、御存じだと思うんですけど、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドと、土砂災害警戒区域、イエローというゾーンが指定されています。一般的にイエローというところは、そこまで家が壊れるほどでもないですけど、レッドのエリアについては、家が倒壊するおそれがあるというようなことがございます。

それから、浸水被害につきましては、ハザードマップにもございますが、雨の強度によって浸水深は違うんですけど、ハザードマップに出ているようなケースでいくと、1,000年に1回ぐらいの雨を想定していますが、そこで大体3メートル以上浸水深が上がると、結局2階に逃げても、やっぱり命の危険性があるというようなエリアがありました。

その災害のリスクというところについて、例えば、土砂災害のレッドのエリアだったり、それから浸水深が3メートル以上のエリア、そういったところについては、災害リスクの非常に危険なエリアというところがございますので、日本全国、非常に低いところに住宅地がございますので、全てリスクが高いじゃないかというところだと思うんですけど、その中でも強弱がございますので、そこをしっかりと意識して、少しでも安全なところに居住を移転してもらおうというような形で考えております。

○芦田委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○芦田委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、安芸高田市都市計画マスタープラン・立地適正化策定についての報告を終了いたします。

ここで説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時44分 休憩

午前 11時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長 休憩を閉じて会議を再開します。

これより、教育委員会に係る議案審査を行います。

さきに、教育長より挨拶を受けます。

永井教育長。

○永井教育長 教育委員会からは、本日、議案4件、報告事項1件を上程しております。御審議のほど、どうかよろしく願いいたします。

○芦田委員長 それでは、議案第76号「安芸高田市立学校設置条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

宮本教育次長。

○宮本教育次長 それでは、議案第76号「安芸高田市立学校設置条例の一部を改正する条例」について、要点を説明いたします。

本案は、高宮地区において、川根小学校と高宮小学校が令和6年4月1日に統合することで合意形成を図ることができましたので、安芸高田市立学校設置条例の一部を改正するものです。

詳細は、教育総務課長が説明をいたします。

○芦田委員長 柳川教育総務課長。

○柳川教育総務課長 では議案第76号の裏面を御覧ください。

このたび、川根小学校と高宮小学校の統合について、保護者との合意形成が図られ、去る11月25日に開催された安芸高田市教育委員会会議令和4年第3回臨時会において、両校の統合について決定をいたしました。したがって、川根小学校と高宮小学校の統合に伴う別表の改正となります。

別表第1、改正前の安芸高田市立川根小学校と安芸高田市立高宮小学校が統合し、改正後にありますように、安芸高田市立高宮小学校となります。

位置については、高宮小学校の位置である、安芸高田市高宮町佐々部915番地1となります。

なお、附則にありますように、この条例は統合年月日である令和6年4月1日から施行することといたします。

説明は以上でございます。

○芦田委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

山本委員。

○山本委員 先ほど、合意形成は保護者としたという説明があったんですが、甲田でも3小学校の統合がありました。同時期か1年遅れぐらいで高宮町も統合の話が出たように記憶しています。そのときに、今の統合委員会というのをつくられて、それぞれやられたんじゃないかなと思うんです。その統合委員会が、具体的には、風の便りに聞こえてきたんですが、川根の小学校は統合委員会で理解がもらえなかったと。来原小学校と船佐小学校の統合は理解は得られたというので、川根小学校は統合せずに置かれて、そのまま置いて協議継続で、船佐と来原小学校は統合していったというふうに、これは私は委員ではありませんので、風の便りに聞いてたんですが、そこらでいうと、保護者と合意形成したというのは、どうも統合委員会はどうなってるのかなと思ひまして、統合委員会というのは、地域の人も参加されとったですね。その中で、地域の大事な施設じゃけ、そう簡単には川根にとっては廃校されちゃ困るというような形だったんじゃないかなと思うんです。その辺はどういう協議経過だったのか、教えていただきたいと思ひます。

○芦田委員長 答弁を求めます。

宮本教育次長。

○宮本教育次長 先ほどの説明で、保護者という言葉は使っておりません。私は、本案は、高宮地区において、川根小学校と高宮小学校が令和6年4月1日に統合することで合意形成を図ることができましたのでと申し上げました。保護者とかいう表現はいたしておりませんので。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。
暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前 11時 51分 休憩

午前 11時 51分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長 休憩を閉じて会議を再開します。

答弁を求めます。

宮本教育次長。

○宮本教育次長 失礼いたしました。

本日、報告事項の資料のほうに、川根小学校の統合に関して資料をつけておりますので、そちらを使って説明をいたしてもよろしいでしょうか。

○芦田委員長 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前 11時 52分 休憩

午前 11時 53分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長 休憩を閉じて会議を再開します。

柳川課長。

○柳川教育総務課長 それでは少し経過を含めて補足させていただきます。

高宮地区の統合につきましては、今年度に入りまして、保護者、あるいは地元の方も入っていらっしゃる学校運営協議会等で統合に関わっての説明、意見交換を行ってきております。

川根地区につきましては、10月28日に地元川根地区で保護者と、それから振興会の方の協議が持たれて、その場で川根と高宮小学校が統合すること、それから統合時期は令和6年4月を希望することで一致されたというふうに事が進みましたので、それを受けて、総合教育会議、あるいは臨時の教育委員会会議において方針決定をし、この統合の議案上程ということの運びになったわけでございます。

統合準備委員会の件ですが、これから、主には令和5年度になってからになりますけれども、これからこの統合に関わってのいろんな、通学であるとか、あるいは放課後児童保育に関することであるとか、閉校記念事業に関することであるとか、そういったところの調整を今後、統合

準備委員会を立ち上げて、しっかり協議をして準備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

山本委員。

○山本委員 私が今質問しよるのは、条例は廃止を可決した。しかし地元で、冗談じゃないでと、誰が許可したんだと、こんなことになっちゃいかんで確認しよるんですね。で、保護者と振興会と協議したというのは、もう統合委員会というのは解散しとったんですか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

柳川課長。

○柳川教育総務課長 令和2年に高宮小学校を統合していますが、そのときの統合準備委員会というのは現在は開いておりません。これから、川根と高宮の統合に関わって、また新たに統合準備委員会を設置して、これから内容を協議していくということでございます。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

山本委員。

○山本委員 メンバーなんかの確認はされた上での合意だったんでしょうか。それとも、統合準備委員会をこれから開きますから、それで御了解くださいということだったんですか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

柳川課長。

○柳川教育総務課長 統合準備委員会といえますのは、統合に向けて、その準備をする内容を協議、検討する委員会ですので、事前に統合そのものがどうでしょうかといったような議論をする協議会ではないということです。

○芦田委員長 答弁を終わります。

山本委員。

○山本委員 地元の人が先が分からんのによく理解された思って、今聞かせてもらったんですよ。何があるか分からんのに、廃校させてくださいと、それで2年先に統合しますよと、よろしくお願ひしますと言うんだというしか聞こえないですよ。地元の人に、これが決まったら統合委員会をつくれますから、それで通学とか学校跡地の取扱いとか、これについて詰めていきたいと、で、ここの条例でもって学校の廃止を上程させてくれと。先の話をもっと具体的に言わないと分からないのになんかどうぞというようなことにはならないと思う。これを通してから後に言うんですよというて、よくも地元の人が了解しちゃったなと思って、今思えるんですが、それじゃあ、話が違うじゃないかということが起きる可能性がある。この条例を廃止することを通じた場合。今の説明では、先の話は全くせずに了解を取られた、ということについて再度確認させてください。

- 芦田委員長 答弁を求めます。
柳川課長。
- 柳川教育総務課長 地元の方には、11月25日に方針決定したその次の日になりますけど、26日、保護者の方と振興会の方、会長さんに集まっていたいて、これまでの経過を説明し、今後、統合準備委員会を設置して、いろんな課題を協議していくということを確認しております。
以上です。
- 芦田委員長 答弁を終わります。
山本委員。
- 山本委員 先ほど言われたのは、やっぱり言われとるじゃないですか、統合委員会を開いてこれから詰めた、ということと理解を求めた言うて。どうも話がテレコテレコしておかしいですが。この条例を廃止するまで、そういうことは話ができんってさっき言われた。ほんまにそれでええんですか言ったら、いや言いました。どっちを信じたらいいんですか。
で、言われたんなら、保護者の人も振興会の人も、保護者は当然、この統合委員会は入れると、地域振興会の人も当然入れると思っ、ああいいですよと言われたんじゃなかろうかと思うんですが、そこら辺は教育委員会として、統合委員会の構成員はどのように考えておられるのか。そこだけ聞かせてください。
- 芦田委員長 答弁を求めます。
柳川課長。
- 柳川教育総務課長 当然、準備委員会には保護者の方と、地域の方に入っていただくように考えております。
以上です。
- 芦田委員長 答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
秋田委員。
- 秋田委員 この条例は令和6年4月1日から施行するんですよと、まずここが1点。
統合推進事業の進捗状況の説明では、統合の時期は令和6年4月を保護者の方、振興会も含めるんですかね、が、希望するということでこうなっていると私は理解しているし、令和6年4月1日を希望するという、その過程ですよ、そこは何か執行部のほうでお伺いしているわけですか、その話合いの中で。
だから保護者の一致で、保護者の方が令和6年4月1日を希望されたので、この条例も4月1日から施行するんですよという経緯になっていると、私は理解したいんですよ。その4月1日を希望された経緯とか、何とかというのとは何かあったんでしょうかということをお伺いしているんですけど。
- 芦田委員長 答弁を求めます。
柳川課長。

- 柳川教育総務課長 委員おっしゃるとおりなのですが、保護者と地域振興会も含めて、令和6年4月を希望するというので一致されたと聞いております。それは、最短でいけば来年4月ということもあったんですが、それはあまりにも急な話過ぎるということで、保護者、地域含めて令和6年4月ということ希望されましたので、それを踏まえて、総合教育会議、それから臨時の教育委員会議の方針を決定したという経過です。
- 以上です。
- 芦田委員長 答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
- [質疑なし]
- 芦田委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。
- [討論なし]
- 芦田委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより、議案第76号「安芸高田市立学校設置条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
- [起立多数]
- 芦田委員長 起立多数であります。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上で、議案第76号の審査を終了いたします。
次に、議案第77号「安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。
執行部より説明を求めます。
宮本教育次長。
- 宮本教育次長 それでは、議案第77号「安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例」について提案理由を説明いたします。
本案は、条例に規定のない社会体育施設等について、所要の改正を行うものです。
詳細については、生涯学習課長が説明をいたします。
- 芦田委員長 児玉生涯学習課長。
- 児玉生涯学習課長 それでは、説明資料の1ページを御覧ください。
本案は、利用に供している社会体育施設のうち、条例にないものについて規定をし、改正を行うものです。
規定する施設は、グラウンド3施設、附属施設1施設です。
グラウンドは、旧郷野小学校グラウンド、旧来原小学校グラウンド、旧小田東小学校グラウンドです。いずれも小学校統合時に、体育館は社会体育施設として規定いたしました。グラウンドの規定をしておりませんでした。
附属施設は、美土里総合運動公園附属施設です。当初はテニスコート

のクラブハウスとして利用されていましたが、改装した後、美土里地区の児童クラブが利用をしております。

利用料金につきましては、議案を御覧いただきたいと思います。

それぞれ面積に応じた基準に基づき単価を規定しております。

説明は以上です。

○芦田委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員 今まで規定をしていなかったという説明だったんですけども、今までは利用料金等は取っていなかったということなんでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

児玉課長。

○児玉生涯学習課長 美土里の総合運動公園の附属施設につきましては、児童クラブが利用しておりまして、申請に応じて利用料金は免除しておりました。

グラウンドにつきましては、統合前は学校開放の施設として利用料金を徴収しておりましたが、統合後も同様に、利用料金を、規定はなかったんですけども、同額で徴収をしていたというのが事実であります。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員 新聞報道等もある関係、それもあつたんですが、そもそもこれに気がついていた要因というのはどこにあつたんですか。これまでやっていなかったことを、新たにチェックしたら、やるべきだろうということになったという経緯ですよね。それはどこで発覚して、それは条例できちっと示すべきだというふうに。我々も旧町からのずっと議員としての関係性もあるので、我々の責任もあるのかなと思ひながら、その発覚したといひますか、気づいた経緯というのをもう少しお知らせいただきたいんですが。

○芦田委員長 答弁を求めます。

米村副市長。

○米村副市長 この件につきましては、今年9月頃に庁内の協議をしていたところ、設置管理条例が公の施設に策定されていなかったというのが判明しまして、庁内、教育委員会も含めまして、一斉に条例の可否等を調査いたしました。その結果、今回上がっております社会体育施設等、また後から出ますけど、吉田運動公園の施設管理条例に制定すべきものがしていなかったということで、今回、この定例会ではその議案第77号から79号まで、それから、この委員会の付託は違ひますけど、産業厚生常任委員会のほうに1議案提出して、改正等を今回追加等行っております。

残りの条例がまだ未整備のものにつきましては、今ちよつと整理中ということがございますので、そこらの中を整理しまして、早急に定例会で上程させていただきまして、条例の改正等を行つていきたいと思ひま

す。

○芦田委員長 答弁を終わります。

熊高委員。

○熊高委員 先ほども言いましたが、議会としてのチェック機能も含めて、あるいは監査であったり、いろんな機能があるはずなんですけど、これまで気づかずに、9月に気づいたというきっかけというんですか、どういうチェックをして新たにこれが発覚してきたのか、ということのを少し聞きたかったんですが。

○芦田委員長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 元をただすと、予算の見直しから始まります。今年度の予算編成の際にも、あらかじめ見直したわけなんですけども、その際に、一遍には全部片づきませんでした。その残りを見直していこうと、今年度かけて、来年度予算に反映するために見直していこうという中で、今もちょっと出ましたけど、利用料金ですね。いろんなところでお伝えしましたが、受益者負担の適正化、これをやらねばならないよねとやっているときに、そもそもこの料金というのは何に決まっていたんですかというところで発見したというのが経緯です。

なので、そこから始まって、全量をチェックしたところ、料金がないものについてもチェックしましたので、単に条例がないというものもつけています。

○芦田委員長 ほかに質疑はありませんか。

山本委員。

○山本委員 改正によって利用料金が現れたものがあるんですね。今までは取ってなかったが、これに現れたので取るようになったと。こういう施設がありますか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 0時11分 休憩

午後 0時12分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長 休憩を閉じて会議を再開します。

児玉課長。

○児玉生涯学習課長 質問があった件については、新たに利用料金を徴収する施設というものはありません。美土里総合運動公園の附属施設なんですけれども、これは旧町時代は私は存じ上げませんが、新市になってからは、一般の利用はなかった。調べてみたら、旧美土里町の条例にも規定はございませんでした。

先ほど申し上げましたように、一般の利用ではなく、児童クラブが使

用されていたという記述しか今のところ確認はできておりません。先ほど申し上げましたように、申請に応じて利用料金は免除しておりますので、料金は発生しません。ただしこの施設につきましては、仕様に書いてありますように、今、子育て支援課に運営を今お任せしておりますので、ほかに児童クラブ以外の利用申請があった場合に、原課のほうでどのような判断をされるかということはあるかと思いますが、児童クラブの利用しかないというのが現実でございます。

その上のグラウンド、体育館等につきましては、新たに発生するものはございません。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

山本委員。

○山本委員 新たに発生しないと言われたんですけど、3ページ別表3(1)のグラウンドで、旧郷野小学校はグラウンド利用料150円ってなってるんですが、条例にはないが150円取ったんですか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

児玉課長。

○児玉生涯学習課長 先ほど申しましたように、料金を徴収しておりました。

○芦田委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員 この規定がなかったということは、料金の根拠がなかったということになるかと思うんです。極端な話ですが、根拠がなくて料金を徴収されていたので、返してくださいということをもし言われた場合って、これは返さないといけなくなるんでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

児玉課長。

○児玉生涯学習課長 市民の方には、統合前と同様に同じようなサービスを提供していたという事実の一方で、御指摘のように、規定がなかったというのは事実でございます。ただこのことにつきましては、法律的なこともありますので、今後の対応については、顧問弁護士に相談する等、確認を行っていきたいと思います。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

秋田委員。

○秋田委員 小学校のグラウンドを新たに料金も取られたりするんですが、管理についてお伺いするんですが、今までも小学校のグラウンドは、今度新たに市長が管理者になったわけだけでも、ずっと市が管理をしようとしたんですかね。それとも、今後は市がちゃんとやりますよということなのか。

そこをちょっと知りたいんですけど。

○芦田委員長

答弁を求めます。

児玉課長。

○児玉生涯学習課長

この統合前統合後、いずれも市のほうで、教育委員会のほうで管理をしております。

以上です。

○芦田委員長

答弁を終わります。

秋田委員。

○秋田委員

草刈り一つ取っても、地域によっては地域でやっているんじゃないかなという思いがしよるんですけども、基本的には、市でちゃんと草刈りとかも管理されるということで理解しておいていいんでしょうか。

○芦田委員長

答弁を求めます。

児玉課長。

○児玉生涯学習課長

おっしゃるとおり、市のほうで管理を行っております。

以上です。

○芦田委員長

答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○芦田委員長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第77号「安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○芦田委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第77号の審査を終了いたします。

次に、議案第78号「安芸高田市吉田運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

宮本教育次長。

○宮本教育次長

それでは、議案第78号「安芸高田市吉田運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例」について、提案理由を説明いたします。

本案は、条例に規定のない吉田運動公園の陶芸窯について、所要の改正を行うものです。

詳細は、生涯学習課長が説明いたします。

○芦田委員長

児玉生涯学習課長。

○児玉生涯学習課長

本案は、次の議案第79号とともに、このたびの改正によりまして、

陶芸室と陶芸窯の利用料金について整理を行うものでございます。

説明資料の2ページを御覧ください。

吉田運動公園につきましては、作業する部屋の料金規定はありましたが、窯の使用に対する料金規定がありませんでしたので、電気料金相当として、1時間300円と規定するものです。

説明は以上でございます。

○芦田委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 陶芸窯の利用料金のことなんですけれども、陶芸窯は電気を熱に変えて使用するんだと思うんですが、それが一番電気代がかかるもの、電気を熱に変えるのが一番消費電力が大きいと思うんです。該当する陶芸窯を1時間使用した際の電気料金はどのぐらいというふうに見積もっていらっしゃいますでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

原田市民文化センター館長。

○原田市民文化センター館長 先ほどの御質問ですが、メーカーに聞き取ったところ、大体通常で20キロワットで、単価を13.11キロワット時間で見えておりますので、通常ですと262.20円ですが、調整つまみがありまして、若干能力を最大値にしますと、25キロワット、金額は327.75円となります。平均しますと、294.98円、おおむね300円という想定で、このような料金設定をいたしました。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

南澤委員。

○南澤委員 詳しい説明をありがとうございます。出力を上げて使ったときには300円を超えることがあるということが今の説明から分かるんですけれども、そういった際、税金で、僅かですけれども、その超える分は税金、みんなのお金で負担していくということになるかと思うんです。この辺りを、利用される方の数って、全市民の割合からいうとかなり限定されたものになるんだろうと思います。出来上がった陶芸の作品についても、私的な利用なんだろうなど。要は公でそこを賄うべきなのかどうなのかと、公平性という視点で、市が税金を使わないような料金設定をしたほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、そのあたりの考えをお伺いしたいと思います。

○芦田委員長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 受益者負担の適正化という言葉を使っているところに現れているんですが、徹底ではないんですね。住民に対する行政サービスですので、妥当性があれば料金を取らないというのも可能になると。特に、このような割合特定されるものについては、使いたい人が可能な限り払ったほう

がいいよねという立てつけになっています。

先ほど、公平性とおっしゃったんですけども、この教室は、市民であれば等しく参加する、利用することができますので、その点で公平性は担保されています。

○芦田委員長 答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○芦田委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○芦田委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより、議案第78号「安芸高田市吉田運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○芦田委員長 起立多数であります。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上で、議案第78号の審査を終了いたします。
次に、議案第79号「安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。
執行部より説明を求めます。
宮本教育次長。

○宮本教育次長 議案第79号「安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」について、提案理由を説明いたします。
本案は、条例に規定のない市民文化センター附属施設について、所要の改正を行うものです。
詳細については、生涯学習課長から説明いたします。

○芦田委員長 児玉生涯学習課長。

○児玉生涯学習課長 資料の3ページを御覧ください。
議案第78号と同様に、陶芸室と陶芸窯の利用料金について整理をするものです。

八千代フォルテ、甲田ミュージアムに附属の陶芸作業所につきましては、公民館享受の一環として利用が始まりましたが、当初から規定がなく、これまで無料で使用されてきました。吉田とともに施設、部屋の料金を基準に基づき規定するとともに、窯の利用料金も、吉田と合わせ、1時間300円と規定するものです。

なお、附属施設の場所ですが、八千代は人権福祉センター、保健センターの裏手にございます。甲田は、甲田地域交流センター駐車場の一角にございます。

説明は以上です。

- 芦田委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。
〔質疑なし〕
- 芦田委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。
〔討論なし〕
- 芦田委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより、議案第79号「安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
- 芦田委員長 起立多数であります。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上で、議案第79号の審査を終了いたします。
次に「学校規模適正化推進事業の進捗状況について」報告を求めます。
宮本教育次長。
- 宮本教育次長 それでは、学校規模適正化推進事業の進捗状況について、報告いたします。
高宮地区小学校の統合についてと、中学校統合について報告いたします。
詳細については、教育総務課長から説明いたします。
- 芦田委員長 柳川課長。
- 柳川教育総務課長 それでは、資料1ページをお願いいたします。
1点目、高宮地区小学校の統合についてです。これまで学校規模適正化推進事業を進めてまいりましたが、このたび、川根小学校と高宮小学校の統合について、合意形成が図られましたので、改めて経過等を報告いたします。
統合校の名称等については、(2)に記載のとおりでございます。
(3)経過を報告いたします。5月に2回、小学校及び保育園保護者への説明と意見交換を行いました。6月に高宮地区学校運営協議会への状況を報告し、10月の第2回総合教育会議で、市長と教育委員との意見調整を図りました。10月28日に、川根小学校、川根保育園保護者と、川根振興協議会の地元協議が持たれ、その協議結果として、川根小と高宮小が統合すること、それから統合時期は令和6年4月を希望するということが一致されましたので、これを受けて、11月25日に総合教育会議と、臨時の教育委員会会議を開催し、統合方針を決定したところでございます。翌26日に、方針決定について、保護者及び川根振興協議会に報告を行っております。
今後につきましては、高宮地区の小学校統合準備委員会を改めて立ち上げ、通学に関する事、放課後児童保育に関する事、あるいは閉校関連の事業などについて、統合に向けた諸事項を調整していきたいと考

えております。

1点目は以上で、2ページをお願いいたします。

2点目は、中学校統合についてです。本年の6月に行った保護者アンケート結果を踏まえた今後の中学校統合について、再度、校数案に対する長所・短所を整理して、現在、2回目の保護者説明会を開催しております。

経過としましては、9月以降、3回にわたって、総合教育会議を開催し、今後の中学校統合に関する議論の進め方について、意見調整を図ってまいりました。

今回の保護者向け説明会の開催予定については(3)に記載のとおりでございます。12月13日からスタートし、12月27日まで、計6回行うように計画しております。

説明会のポイントとしましては、アンケート結果を踏まえて、再度、長所・短所の整理を行って、新しい学校像のイメージを保護者の皆さんに伝えて、一番望ましいと思われる1校案について提案しております。

この提案に対する御意見・御感想を保護者から聞いていくという形でこれから進めていきたいと考えております。

今後のスケジュールといたしましては、この説明会の感想を集約し、整理・公表した後、統合計画の素案を作成し、それについてはパブリックコメントも求めて、今後計画を決定していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○芦田委員長 これより質疑に入ります。この報告につきまして質疑はありますか。田邊委員。

○田邊委員 もともと保護者のアンケートというものは2校案が一番多かったと思うんですけども、この1校案に決まった経緯と理由を詳しく教えてください。

○芦田委員長 答弁を求めます。柳川課長。

○柳川教育総務課長 1校案に決まったというか、1校案を今提案しているという状況なんですけど、それについては、総合教育会議、あるいは教育委員会会議で、理由は一つではないんですけど、いろんな理由から、総合的に判断したということではあるんですけど、こちらに一部記載をしておりますように、そもそもの学級数、学校規模の見込みであるとか、ここに書いてありますように、一番保護者にとっては通学がポイントとなりますので、その通学距離のことであるとか、部活動、教職員配置、施設面等、そういったところ、いろんな角度から検証した結果、我々としては、現段階で1校案が一番望ましいのではないかとといったような結論を持ったわけでございます。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 この資料の2ページ(4)のところで1校案と2校案と、長所・短所を比べていらっしゃるんですけども、前回アンケートを取ったときは、2校案の場合は、吉田と甲田で2校案、今回、その通学の距離を勘案した結果、高宮のほう距離が近くなるので、高宮と吉田でというような説明がなされているかと思えます。

そうなると、2校案がいいと言われていた方も、前提条件が変わってくるので、ちょっと判断がまた難しくなるのかなと思うんです。最終的に、最終的といいますか、今やっている説明会が終わった後に、アンケートを取る際に、どういう前提で聞くのか。例えば2校案だったら、どっちの前提になるのか。もうそのあたりは決まっているんでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

柳川課長。

○柳川教育総務課長 今、説明会の中で2校案についてはそのグルーピングだったり、パターンだったりを改めて検討した結果をお伝えしていますので、アンケートを取る際には、うちが検討案を進めるグルーピングの案でアンケートというか、感想を聞いて、保護者の方にアンケートを取りたいと考えております。

○芦田委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員 確認させていただきたいんですが、先ほどの答弁の中で、1校で決定ではないというか、1校案にしたという理由についていろんな角度から検討されてということだったんですけども、保護者のアンケート、いろんな項目があったと思うんですが、やはりその意見を反映して、1校案にしたという認識でよろしいんでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長 1点は、当然、保護者向けのアンケート結果を尊重しています。もう1点は、議員よく御承知のように、平成22年3月に安芸高田市の今後における学校規模適正化における検討をいただきまして、その結果が、やはり今回原案を出したときに大きく関係しておるということです。

その内容というのは、本市における最も子どもたちにとって最適の教育条件というのは、学年20人から30人の規模、プラス、1学年複数学級というのがございました。確かに、アンケートでは2校、3校の結果もかなりあったんですが、それを尊重していくと、また10年後ぐらいには、必ず1学年1学級の状況が出てまいります。そういうことを考えて、現在、案としては1校がより適切ではないのかということで、説明のほうをさせていただいているということでございます。

○芦田委員長 石丸市長。

○石丸市長 少し補足をさせていただきます。多数決というのはとても便利なんですけども、全てがそれで決まるわけではありません。今回のアンケートも、保護者の方の意向を確認するために伺いましたが、それで決めようという趣旨では聞いていません。

その前に教育長がお伝えしたとおり、ベースになる方針がありました。一方で、保護者の方の意向も受けたと。その重なる部分、ここにしか最適な解はありません。保護者の方、もちろん2校案、3校案もいろいろあるんですけども、それは望んだとてかなわない。それではこのよりよい教育環境に資さないオプションもありますので、そこらはのけていくと。残ったのがこの中ですよというのが、今回お話している1校案であり、2校案となっています。

1校案と2校案で、それぞれプロコンチェックした場合、1校案のほうがいいんじゃないでしょうか、という提案を今回しているところです。

○芦田委員長 答弁を終わります。

ほかに。

山本委員。

○山本委員 この3月から中学校の規模適正化というのは、総務文教で報告を受けてまいりました。以前、小学校の統合のときは、統合委員会というのを作られて、3つ一緒にしたいんだがどうしたらいいかと言って、参加者は学校の校長先生やら、地域の住民、学識経験者、そういったところで一緒にすることへのスタートは住民の意見が反映されるような形で、小学校の統合の場合はされたと思うんです。当然、中学校の統合も、6町の問題ですから、それぞれに統合委員会をつくって、その町、その町で合意形成を取るような形を取って、最終結論にもっていくという手法を取られるんじゃないだろうのと、3月の説明で、これからやるんじやが、そういう形を取られるんじゃないだろうのうというふうに理解しとったんです。

スケジュールはまず第一に保護者へ説明会をしますと、こういうふうに説明されましたですね。教育委員会としてのアンケートの結果で、保護者へまず第一に話しされるのだらうのと、こういう結果で統合に当たっての取組を統合委員会でもつくって、民意が反映されるように、教育委員会が議題を出して協議してもらおうと。その中で方向づけを決めていくんじやのういうふうに理解しとったんですよ。

9月の報告がありましたよね、アンケートはこうでしたと、これからの取組というので、令和4年中に議決を得た場合のスケジュール案いうて出されたんですね。本年度、条例の議決をお願いしますということになっとるんです。まあ9月じゃけ、統合委員会のようなものを設立して、それから2校がいいか、3校がいいか、1校がいいか議論されると思って、執行部はそういうふうにされるんだらうと思って聞いてとったんですよ。で、突然にこれも資料にありますけど、この12月の。

- 芦田委員長 山本委員、簡潔にお願いします。
- 山本委員 いや前段があるので申し訳ない。12月13日から説明会をすると、こういうふうになっていたですね。この説明会で、保護者が対象なんですけど、受益者が対象になると思うんですが、この民意が反映されるということになるんでしょうか。そこらの考えはどうなんですか。
- 芦田委員長 答弁を求めます。
永井教育長。
- 永井教育長 安芸高田市における、小学校、中学校の規模適正化については、先ほどもお話をさせていただきましたが、平成22年3月に検討委員会のほうから答申を頂いております。その中で、既に小学校も中学校も統合するということについては、了解をいただき、その段階では、中学校については一旦2校という案で、市民の皆様にも方向を示しておりました。しかし、小学校の統合について進めている中で、これも先ほど申しましたが、児童生徒数、中学校ですから、生徒数の減少が当初より早く見られるということの中で、2校でいくと、統合しても、また10年前後の後には統合を考えなければいけないような状況になるということで、一旦、2校という方向をお示ししていたのを撤回させていただいたということです。
- 今回、小学校の統合がほぼ方向性が見えてきましたので、新たに中学校の具体的な統合の姿について検討を始めてきたということでございます。
- 委員、先ほどから、統合委員会というふうにおっしゃっていますが、統合準備委員会というのは、どういう形で統合するかということが決まった後に、準備委員会を立ち上げ、具体的な内容等を協議いただくという形ですので、準備委員会で議論するということは当初から考えていないということでございます。
- 芦田委員長 答弁を終わります。
山本委員。
- 山本委員 この間、甲田小学校のPTAの役員に寄ってもらったんですね。意見を聞かせてもらいました。4月の説明会は、PTAの総会に教育委員会が中学校の統合について話がしたいと、ちょっと話をさせてくれと割り込んでこられたという、こういうPTAの役員の話でした。どうぞって言ってたら、2校が3校がどうのと、1校が一番いいと、こういう一方的な説明だったと。手を挙げて質問したんじゃが、お金がないと、全然受け付けてもらえなかったと、これが説明会だったというふうにPTAの役員の人から聞いたんですね。我々は行政のほうを信じとるので、当然、保護者の意見は十分聞く耳を持っての報告会だったと、ずっと信じとったんです。ですから、来年条例を出すと言われたときに、うまい具合やってくれよと思っちゃったんですが、どうも行政主導で、行政が強権的な内容で進められとるんじゃないかならうかと思うんです。で、統合委員会、準備委員会は1校にするのが決まってからやるんじゃないじゃなくて、

民意が反映されるような方法を考えることにはならんのでしょうかね。ちょっと意見じみたことを言わせてもらいよるんですが。その辺は、もう行政主導で一方的に決めて、その方向でやっていくと、こういう考えなんですか。

○芦田委員長 答弁を求めます。
石丸市長。

○石丸市長 くどいようですが、今、報告だと思しますので、意見を述べるのは謹んでください。ルールは守ってください。議員としての努めです。

その上で、一部の意見を誇張されているようにしか聞こえないんですが、割り込んだとか、強権的だとか、そういう感想をお持ちになるのは自由なんですが、今、御説明してきたとおり、民意を反映する手法を用意して話を進めています。民意とは、好き勝手に言えばいいものではなく、好き勝手に受けることもできません。なので枠組みを用意しています。大人なんですから、きちんと枠組みを理解した上で、この中で民意を反映させてください、主張して行ってください。

報告の場において、意見を表明することはしないというのも、その枠組みの一つです。

○芦田委員長 答弁を終わります。
南澤委員。

○南澤委員 昨日、一昨日と説明会に参加させていただいて、話を伺っています。その中で、保護者の皆さんの意見を尊重します、というようなことを説明の中でおっしゃっております。先ほど、市長の説明の中では、アンケートの結果も多数決ではなく意向を確認するものであると、皆さんの意向を確認する意図で行っているというようなことがあったと思うんです。その尊重して、確かに、1校、2校、3校の中ではそんなに大きな差が出ていないとは思いますが、2校案と1校案で聞いたときには、かなり白黒ははっきり出るんだろうなと思うんです。どういう結果が出るかはっきりは分からないんですけれども。今、執行部としては1校案でいきたいという意向を持っていらっしゃるのは分かるんですが、民意でどれぐらいの差が出ると、覆っていくのか、2校案になっていくのか、そういった数字は言えないと思うんですけれども、そのあたり、尊重するというのは、例えば2校案が圧倒的多数の場合はそのようにされるのか、そのあたりを伺っていきたいと思います。

○芦田委員長 答弁を求めます。
石丸市長。

○石丸市長 全てはこの先です、意見交換をするというのはそこにポイントがありますので、今回で言えば保護者の方のまたアンケートもあるはずなんですけれども、それらを踏まえて判断をしていきます。今どうしようというのは決めていません。

○芦田委員長 答弁を終わります。

- 田邊委員。
- 田 邊 委 員 今後、今、1校案を説明してそれをまた意見、感想を集約して整理、公表して、統合計画素案の作成した後、パブリックコメントを実施、方針決定というスケジュールが書いてあるんですけども、いわゆる合意形成ですね。要は1ページ前の小学校のところでは、10月28日に川根小学校、川根保育園保護者と川根振興協議会の協議の上、こういった合意形成が得られましたとなっていると思うんです。今回のこの中学校の統合についての合意形成というのは、いつの段階でどう取られる予定なんですか。
- 芦 田 委 員 長 答弁を求めます。
柳川課長。
- 柳川教育総務課長 これから実施するアンケート等の結果を見て、また判断したいと考えます。
- 芦 田 委 員 長 答弁を終わります。
田邊委員。
- 田 邊 委 員 今後取られるアンケートが、いわゆる合意形成の一つということでしょうか。それはあくまでアンケートはアンケートである。それを見て、合意形成をどう取るかというのをまた考えるということなんですか。
- 芦 田 委 員 長 答弁を求めます。
柳川課長。
- 柳川教育総務課長 アンケート結果を見て、その後熟考したいと思います。
以上です。
- 芦 田 委 員 長 答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
熊高委員。
- 熊 高 委 員 確認なんですけど、そもそも対象となる保護者の定義はどの範囲なんですか。
- 芦 田 委 員 長 答弁を求めます。
柳川課長。
- 柳川教育総務課長 説明会の保護者ということですか。
- 芦 田 委 員 長 熊高委員。
- 熊 高 委 員 例えば (3) 2ページの2回目の保護者説明会を開催すると書いてありますね、この保護者です。
- 芦 田 委 員 長 答弁を求めます。
柳川課長。
- 柳川教育総務課長 ここでいう保護者は、幼稚園、保育園から中学校までのお子様を持つ保護者の方ということです。
- 芦 田 委 員 長 答弁を終わります。
熊高委員。
- 熊 高 委 員 分かりましたが、意見は言うべきじゃないということですが、これか

ら結婚する人も保護者になる可能性もあるんですね。そこらのパブリックコメントとかありますけども、そこらを丁寧にやってほしいなという感想を持ちましたので、伝えておきます。

○芦田委員長 ほかに質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員 先ほど答弁いただいた中で、子どもたちにおける教育環境をよりよくしていくという考え方が過去にあったという中で、1学年20人から30人が適切であり、1学年複数学級が適当であるというのは、小学校の統合のときからもそうなので、非常に認識はしております。ただ、先日のいわゆるアンケート結果の中で、今後の予定とか、子どもの人数の推移で減っていくからクラスはこうなっていくよという数値の中に、一学年40人でクラスを計算されているのかなと感じたんです。それってやはり、例えば、1学年40人なら、子どもにおける教育環境がいいのが20人から30人なので、20人、20人の2クラスがいいと思うんですけども、出されたものは、40人で1クラスしかありませんというのは、非常に矛盾すると思いますか、保護者の人は、あれっという違和感を感じるんじゃないかと思うんです。その辺は何か意図があって、20人から30人がいいと言われているのに、それを1クラス40人で計算されているのは、何か意図があるんでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

柳川課長。

○柳川教育総務課長 クラスの編成基準というものがあまして、それは国、それから県教委と定めているものなんですけど、その定めが、現在、中学校については1学級が40人までという制約がありますので、クラスを計算する上で、この40人という数字を使って学級数を推計したということでございます。ですので、実際にはそれは40人に満たないクラスも出てくると思いますし、現状において、クラスというので計算されますので、必ずしも40人クラスが全ての学校になるということではないです。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○芦田委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、「学校規模適正化推進事業の進捗状況について」の報告を終了いたします。

ここで、説明員退席のため暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 0時53分 休憩

午後 0時56分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長 休憩を閉じて会議を再開します。

今から、10分間休憩、1時5分から会議を再開します。

~~~~~○~~~~~

午後 0時56分 休憩

午後 1時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長 休憩を閉じて会議を再開します。

次に、陳情・要望等の審査に入ります。「地方ローカル線を守るために鉄道事業法の改正を求める陳情書」の件を議題といたします。

陳情書の内容について事務局より説明をいただきます。

毛利事務局長。

○毛利事務局長 それでは、地方ローカル線を守るために鉄道事業法の改正を求める陳情書につきまして御説明いたします。

この陳情・要望書は、2022年11月8日、軍事費を削って暮らしと福祉・教育の充実をとという国民大運動広島県実行委員会代表者名で出されております。

内容といたしましては、鉄道事業法が改正されたことが大きく関係し、それまで免許制であったものが許可制になって、鉄道事業の参入が簡素化された一面、鉄道事業を廃止する際には、沿線自治体の同意を得た上で国土交通省の許可が必要であったものが、事前に提出をすれば、1年後には安易に撤退できるようになりました。

JR西日本は、2021年度第3四半期会計期間から黒字に転じておりますけれども、コロナ禍の前の収支状況には戻っていません。それでもローカル線の運行が会社の存続に影響を与えるほどの深刻な状況でないということが明らかであります。

住民の安全、安定の確保と、福祉の増進を図るという本旨の趣旨から、地方ローカル線を守るため、鉄道事業法の改正を実現するために、一つ、地方ローカル線の廃止は当該地域住民の日常生活や経済活動に大きな影響を与えることになることから、線路を廃止する場合は、関係自治体の同意を前提とした許可制に鉄道事業法を戻すこと、という趣旨の意見書を提出していただくよう要望されているものです。

以上でございます。

○芦田委員長 意見等ある方は発言をお願いします。

山本委員。

○山本委員 今、国土交通大臣が呼びかけて、協議をするように3年間というような話もありまして、国も動き出した部分もあるんですね。許可制というときに、可部線が廃止になったのは、この制度のときだったと思います。で、これは届出制に変わって、1年後には廃線の申入れができると書いてありますけど、今、国も動いておる状況で意見を出しても、やっているというのが返ってくると思うんです。こういう考えもあるということでは聞き置くことにして、意見を出すというのは、今は必要ないんじゃないかな

いかいふうに思います。

意見として言います。

○芦田委員長

ほかに。

秋田委員。

○秋田委員

今の山本議員と同じような感覚なんです、私すぐに新聞の報道を取り上げるんですが、先般、12月9日付で野党議員が超党派議連というのをつくられて、とりわけ広島から出られておる森本氏なども、地元のJR芸備線を含めて社会全体の問題で議論を深めていくというよりも、超党派で国会議員の方も考えておられるということを考えて、こういう陳情書を今出すよりも、その流れを見てたほうがいいんじゃないかという思いです。

以上です。

○芦田委員長

ほかに意見はありませんか。

暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 1時10分 休憩

午後 1時14分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長

休憩を閉じて会議を再開します。

南澤委員。

○南澤委員

先ほど、同僚議員からも御意見あったとおり、現状、国もローカル鉄道の件で動きがありますので、その動向を見守るということで、本陳情に関しては、現段階では見送るという方向でいいのではないかと思います。

○芦田委員長

それでは、「地方ローカル線を守るために鉄道事業法の改正を求める陳情書」の件を起立により採決いたします。

本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○芦田委員長

起立少数と認めます。

よって、本件は不採択と決しました。

以上で、「地方ローカル線を守るために鉄道事業法の改正を求める陳情書」の審査を終わります。

続いて、その他の項に入ります。

それでは、閉会中の継続調査事項について御協議願います。

皆さんから閉会中の調査事項について、御意見を伺いたいと思います。意見はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

先日、11月の市長の記者会見で出ました、田んぼアート跡地の活用に関することです。保育園をこども園と統合して持っていくこととか、公園を作っていくことについて、全部が全部総務の所管にはならないと思

うんですけれども、ぜひ委員長は、議長と産業厚生委員長と図っていただきまして、調査できる形にさせていただきたいなと思います。

○芦田委員長 旧田んぼアート公園予定地の活用についてを継続調査のほうに入れるということでもいいですか。

そのほかありませんか。

それでは、ないようですので、ただいま南澤委員のほうからありました田んぼアート公園についてを追加するというところでよろしいでしょうか。

熊高委員。

○熊高委員 裏面に別表1がありますよね。そこに入れるかどうかを含めて確認していただければいいと思います。表の項目に入れるのかどうか。将来的には、よく大きな事業には特別委員会もつくったりするんですけども、そこらのことも含めて、これは議会全体でも検討するとかになると思うので、議長も総務委員会いらっしゃるので、取りあえずは、別表1のほうにそれを入れておいて、議会全体で協議をするような方向がいいのかなという気はします。

○芦田委員長 南澤委員。

○南澤委員 確かに、今回の田んぼアートの跡地の公園に関しては扱いが難しいと思うんですけれども、今、熊高委員がおっしゃった別表1というのは、表面の1の(1)で行財政各種計画の進捗状況なので、まだ計画に上がっていない段階で、ちょっとこの別表1に入れるというのが難しいのではないかなというふうに思います。取扱いについて、閉会中もできるようにしていただきたいという意見を今、お伝えさせていただいたんですけども、ここに総務文教常任委員会の継続審査事項に入れるかどうかというのは、ちょっと協議いただいて、何らかの形で、特別委員会なり、合同委員会なりで調査ができるようにしていただきたいという希望をお伝えしておきます。ちょっとお任せしたいと思います。取扱いについては。

○芦田委員長 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 1時19分 休憩

午後 1時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長 休憩を閉じて会議を再開します。

旧田んぼアート公園予定地の活用について、入れるかどうかというのは委員長に一任ということで、皆さんよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○芦田委員長 それでは、先ほど御意見いただきましたので、別紙一覧に、旧田んぼアート公園予定地の活用についてを入れるかどうか、これについては委員長一任ということで、20日に報告がありますので、それまでに協議・

検討して、結論を出させてもらいます。

それで、定例会最終日に、閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思
いますけど、これについて異議はございませんか。

〔異議なし〕

○南澤委員 異議はないんですけど、ちょっとよろしいですか。

事前に田んぼアート跡地のことについてどのようになったかというの
を教えていただけるように取り計らっていただけますと幸いです。

○芦田委員長 はい。

それでは、異議はありませんので、さよう取り計らわせていただきま
す。

よって、会議規則第109条の規定により、議長に閉会中の継続調査を
行う旨の申出を行います。

その他、皆さんから何かございませんか。

〔意見なし〕

○芦田委員長 ないようでしたら、これでその他の項を終わります。

なお、本日の議案審査に係る委員会報告書の作成について、皆さんか
ら御意見等ありましたら発言願います。

〔意見なし〕

○芦田委員長 それでは、委員会報告書の作成については、私に御一任いた
だきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕

○芦田委員長 異議ありませんので、さよう決定いたしました。

以上で、本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

これをもって、第2回総務文教常任委員会を閉会いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時27分 閉会